

練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱新旧対照表

現 行	改正案
第1条 } } 省略 第10条 }	第1条 } } 同左 第10条 }
第11条 前2条により作成した議事録には、区長および <u>委員長</u> が署名しなければならない。	第11条 前2条により作成した議事録には、区長および <u>教育長</u> が署名しなければならない。
第12条 } } 省略 第14条 }	第12条 } } 同左 第14条 }
付 則 省略	付 則 同左 付 則 <u>この要綱は、平成27年7月13日から施行する。</u>